

第70条(分割による許可営業者の地位の承継の届出)

法第56条第2項の規定により分割による許可営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書をその施設の所在地を管轄する都道府県知事等に提出しなければならない。

一 地位を承継する法人の名称(ふりがなを付す。)、所在地及び代表者の氏名(ふりがなを付す。)

二 分割前の法人の名称(ふりがなを付す。)、所在地及び代表者の氏名(ふりがなを付す。)

三 分割の年月日

四 施設の許可の番号及び当該許可を受けた年月日

② 前項の届出書には、分割により営業を承継した法人の登記事項証明書を添付しなければならない。